

# 平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙における

## 当選の無効・当選人の更正決定について

平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙については、当選の効力にかかる争訟が提起されておりましたが、令和3年5月13日に最高裁判所において、北海道選挙管理委員会の上告を棄却する旨の判決がなされ、同日をもって、当選人高田浩子氏の当選が無効となりました。

これを受けて、令和3年5月23日に当選人の更正決定を行う選挙会が開催され、新たに武田真氏を当選人と決定しました。

## 当選の無効・当選人の更正決定に至る経緯

### 1 砂川市議会議員選挙の状況

---

平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙について、同日に開催された選挙会において、当選人を決定しました。

#### 【選挙の状況】

(1) 定数13人に対し候補者15人

(2) 選挙結果（抜粋）

高田 浩子 523票（得票順9位）

武田 真 419.574票（得票順14位（次点者））

(3) 投票の状況

投票総数 9,363票（有効投票 9,263票／無効投票 100票）

### 2 砂川市選挙管理委員会への異議申出

---

(1) 異議申出人 武田真氏

(2) 異議申出年月日 令和元年5月7日

(3) 申出の趣旨

当選人 高田浩子氏 について、被選挙権の要件「引き続き3箇月以上区域内に住所を有する者」を満たしておらず、当選の無効を求める。

(4) 決定年月日 令和元年6月14日

(5) 決定の内容

異議申出を棄却する

### 3 北海道選挙管理委員会への審査申立て

---

- (1) 審査申立人 武田真氏
- (2) 審査申立年月日 令和元年6月17日
- (3) 申立ての趣旨  
砂川市選管の決定を取り消し、当選人の当選を無効とする裁決を求める。
- (4) 裁決年月日 令和2年7月17日
- (5) 裁決の内容  
審査申立を棄却する

### 4 札幌高等裁判所への訴訟提起

---

- (1) 原告 武田真氏
- (2) 被告 北海道選挙管理委員会
- (3) 補助参加人 高田浩子氏
- (4) 提起年月日 令和2年8月12日
- (5) 判決年月日 令和2年12月17日
- (6) 判決の内容
  - ・被告が令和2年7月17日付けで行った原告の審査申立を棄却する旨の裁決を取り消す。
  - ・当選人高田浩子の当選を無効とする。

### 5 最高裁判所への上告・上告受理申立て

---

北海道選挙管理委員会が上告人・上告受理申立人、高田浩子氏が補助参加人として、上告・上告受理申立てを行いました。最高裁判所は令和3年4月12日に上告受理申立てを受理しない旨を決定、5月13日に、上告を棄却する判決がなされたことから、札幌高等裁判所の判決が確定しました。

### 6 選挙会の開催、当選人の更正決定

---

- (1) 選挙会開催年月日 令和3年5月23日
- (2) 決定の内容  
争訟の結果を踏まえ、新たに当選人を定める更正決定を行い、武田真氏を当選人に決定しました。  
(翌5月24日に同氏へ当選証書を付与しました。)